



平成27年3月27日

各位

会社名 広島ガス株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 田村 興造
(コード番号 9535 東証第一部)
問合せ先 執行役員 総務部長 久保 賢司
TEL 082-252-3001 (総務部)

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

平成22年5月12日付「訴訟の提起に関するお知らせ」および平成23年9月14日付「訴訟の提起に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、株式会社ナカハラ（以下、ナカハラ）、入交コーポレーション株式会社および入交住環境株式会社（以下、入交コーポレーションら）、ならびに株式会社ヤマサ（以下、ヤマサ）から広島地方裁判所に損害賠償請求訴訟が提起されておりましたが、平成27年3月16日付で和解が成立し、和解調書の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

平成21年3月、当社の連結子会社である広島ガス開発株式会社（以下、HGK社）において、複数の取引先との間で実体を伴わない循環取引が行われていたことが判明したことにともない、当社は、当該取引に参加していたナカハラ、入交コーポレーションらおよびヤマサ（以下、原告ら）より、循環取引の中止またはHGK社の民事再生申立等により未回収となった取引金額相当等（HGK社以外の会社との取引を含む）について、下表のとおり損害賠償請求訴訟の提起を受けました。

訴訟の提起をした者	訴訟の提起を受けた者	訴訟の提起があった年月日	訴訟の内容	請求額 (百万円)
株式会社ナカハラ	当社他1社および10名	平成22年4月12日 (訴状送達日 平成22年4月30日)	損害賠償請求事件	181
入交コーポレーション株式会社他1社（入交住環境株式会社）	当社他1社および10名	平成22年4月30日 (訴状送達日 平成22年5月12日)	損害賠償請求事件	注 1,152
株式会社ヤマサ	当社他2社および7名	平成23年8月29日 (訴状送達日 平成23年9月14日)	損害賠償請求事件	294

注. 請求額は原告による訴えの変更申し立てにより当初金額から変更されております。

当社は、原告らの主張する損害賠償責任はいずれもないとして、当社の正当性を主張してまいりましたが、今般、裁判所より和解の勧告があったことを受け、和解金額は訴額に対して僅少（ナカハラ：約1.6%、入交コーポレーションら：0.2%、ヤマサ：1.0%）であり、客観的に見て当社の責任を認める趣旨のものではないと評価できること等の理由から、訴訟提起より既に4年もしくは5年近く経過していることも踏まえ、ここに裁判所の勧告を受け入れ、早期に解決を図ることが最も合理的であると判断し、もって和解に応ずることといたしました。

2. 和解の相手方の概要

名 称	本店所在地	代表者の役職・氏名
株式会社ナカハラ	山口県宇部市今村南一丁目13番8号	代表取締役 中原 利幸
入交コーポレーション株式会社	高知市仁井田4563番地1	代表取締役 窪田 誠
入交住環境株式会社	高知市仁井田4563番地1	代表取締役 上野 和英
株式会社ヤマサ	広島市佐伯区五日市港四丁目4番16号	代表取締役 椎木 裕隆

3. 和解の概要

- (1) 当社は、原告各社に対し、本件解決金としてそれぞれ300万円を支払う。
- (2) 原告各社は、それぞれ当社に対するその余の請求およびその他8名（ヤマサを原告とする訴訟においてはその他5名）の被告らに対する全ての請求を放棄する。
- (3) 訴訟費用は、各自の負担とする。
 - ※ ナカハラおよび入交コーポレーションらを原告とする訴訟に係る和解については、分離後の被告1社および2名を除く、当社および8名に関するものであります。
 - ※ ヤマサを原告とする訴訟に係る和解については、分離後の被告2社および2名を除く、当社および5名に関するものであります。

4. 今後の見通し

今回の和解が当社の平成27年3月期の業績に与える影響は軽微であります。
 なお、当社が、現在、広島地方裁判所において係争中の訴訟は以下のとおりであり、今後開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

訴訟の提起をした者	訴訟の提起を受けた者	提訴年月日	訴訟の内容	請求額 (百万円)
(株)アイラック	当社他1社及び10名	平成22年4月12日	損害賠償請求事件	803
古澤建設工業(株)	当社他1社及び10名	平成22年4月12日	損害賠償請求事件	643
合 計				1,446

以 上